

県下商工会の合併状況

福井県内の商工会は、37の商工会がありましたが、 平成19年4月に9地域で合併が行われ、16の商工会に なりました。

商工会の合併は、基本的に自治体合併に併せ て行われますが、それぞれの地域実情に合わ せた枠組みで合併が行われました。

具体的には、嶺南地域の美浜町商工会は三方商工会・上中商工会と自治体区域を越えた合併を行い「わかさ東商工会」になりました。

福井市内の商工会は11ありましたが、「福井東商工会」「福井北商工会」「福井西商工会」の3商工会になりました。越前市内にある3商工会が合併した



「越前市商工会」は自治体合併が行われなかった池田町商工会と、名田庄商工会・大飯商工会が合併した「おおい町商工会」は高浜町商工会と組織連携が行われます。

また、和泉商工会は大野商工会議所と合併しました。

新商工会名	合併した商工会	本所の場所	商工業者数	会員数
永平寺町商工会	松岡、永平寺、上志比	松岡商工会館	914	606
福井東商工会	美山、足羽、藤岡、麻生津	足羽商工会館	1,319	814
福井北商工会	川西、河合、森田	森田商工会館	901	633
福井西商工会	殿下、国見、清水、越廼	清水商工会館	541	419
越前町商工会	朝日、宮崎、織田、越前	緒田商工会館	1,236	855
越前市商工会	今立、味真野、白山	今立商工会館	1,270	934
南越前町商工会	河野、南条、今庄	南条商工会館	482	340
わかさ東商工会	美浜町、三方、上中	三方商工会館	1,362	942
おおい町商工会	名田庄、大飯	大飯商工会館	441	295

※あわら市商工会の商工業者数は1,368名、会員数は908名です。

[※]三国商工会・丸岡商工会・春江商工会・坂井商工会の合併については、現在協議中です。

雇用保険法の一部改正について

1. 平成19年4月1日から変更される内容

(1) 雇用保険料率

	改定後(平成19年4月1日から)			改定前(平成18年3月31日まで)		
事業の種類	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率
— 般	15 1000	9 1000	<u>6</u> 1000	19.5 1000	11.5 1000	<u>8</u> 1000
農林水産 清酒製造	17 1000	10 1000	7 1000	21.5 1000	12.5 1000	<u>9</u> 1000
建設	18 1000	11 1000	7 1000	22.5 1000	13.5 1000	9 1000

2. 平成19年10月1日から変更が予定されている内容

(1) 被保険者区分の改正

現在、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満については、「短時間 労働被保険者」として取扱っておりますが、これが廃止され、一般被保険者 として一本化されます。



(2) 基本手当ての受給資格要件の改正

現在、一般の被保険者にあっては、6ヶ月(各月14日以上出勤)で雇用保険の受給資格が発生しますが、 今回の改正により、離職理由によっては12ヶ月の出勤が必要となります。

- ・会社都合による離職(解雇等)・6ヶ月(各月11日以上出勤)
- ・従業員都合による離職・・・・・12ヶ月(各月11日以上出勤)

	改定後(平成19年10月1日から)		改定前(平成19年9月30日まで)			
被保険者区分 (離職理由)	賃金支払日数	賃金支払月	被保険者期間	賃金支払日数	賃金支払月	被保険者期間
一般被保険者 (解雇など)	11日	6ヶ月	1年間	14日	6ヶ月	1年間
一般被保険者 (自己都合など)	11日	6ヶ月	2年間	14日	6ヶ月	1年間
短時間 被保険者	一般被保険者に一本化			11日	12ヶ月	2年間

※ここでいう「被保険者期間」とは、原則として離職日から遡った期間であり、その中で受給資格の有無を 判断する期間を表しております。

(3) 育児休業給付の改正

「育児休業職場復帰給付金」については、休業開始時賃金月額の10%に育児休業基本給付金が支給された 月数を乗じて得た額を支給しておりますが、これを20%とします。(実際には19年4月1日以降に職場復帰された方に適用されます。)

創業したい!経営革新を図りたい!

シニアアドバイザーセンターが貴方のチャレンジをサポートします。

シニアアドバイザーセンターは、「開業したい」・「新分野進出、事業拡大を図りたい」など、やる気とチャレンジ精神を持った、創業や経営革新に取組む方を支援しています。お気軽にご相談ください。

6 あわら市商工会だより 2007.4 **このページは商工会の会員専用です**